

新潟県弁護士会

2025年2月1日

**憲法9条の基本理念と今日的意義  
～平和主義を貫くために必要なこと～**

学習院大学  
青井 未帆

## → 平和への感度と見識

- ・ 憲法に冷笑的になるのは危険
- ・ 何のためのものか

- 1 2024年を振り返る
- 2 そもそも憲法9条とは？
- 3 安全保障政策の「大転換」
- 4 平和主義を貫くために

# 1 2024年を振り返る

- ・ ウクライナとガザ → 停戦
- ・ 全世界的に選挙が多かった2024年  
トランプ政権と各国の「かまえ」
- ・ 衆議院選挙 → 与党歴史的な大敗  
→ 30年ぶりの少数与党
- ・ 憲法審査会会長 → 立憲民主党・枝野氏

## 2 そもそも憲法9条とは？

日本国憲法第2章 = 第9条

← 統帥権等の削除の結果  
大日本帝国憲法

# 明治憲法と統帥権

- ▶ 明治憲法以前に「事実」として存在した「統帥権の独立」
- ▶ （「事実上の慣習と実際の必要とに基くもの」美濃部達吉）
- ▶ 「魔法の杖」（司馬遼太郎）
- ▶ 「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」（明治憲法 1 1 条）
- ▶ 作戦・用兵に関する統帥事務については国務大臣ではなく、陸軍においては参謀総長、海軍においては軍令部総長（統帥部）が補翼する：国務大臣の輔弼の排除

# 近代憲法について

- ① 憲法典（形式的意味の憲法）
- ② 特定の内容を持った法  
（実質的意味の憲法）

（1） 「固有の意味の憲法」  
= 国家統治の基本事項を定める法

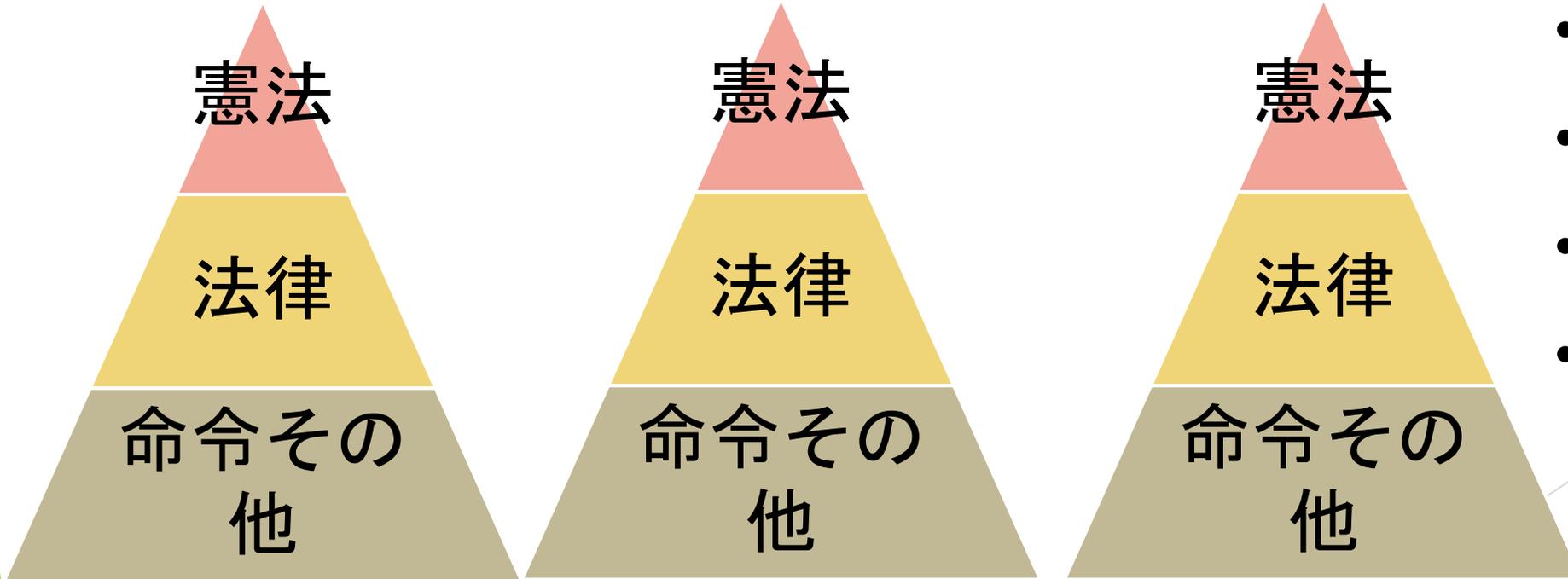
（2） 「立憲的意味の憲法」  
= 権力分立 + 人権保障

# 人権

## ・ 国際人権

社会

- ・ 私的自治
- ・ 社会通念
- ・ 道徳的価値
- ・ 道徳規範
- ・ 常識
- ・ 空気



今日においては、  
国家よりも前に持っている自然権よりも広いもの  
として「人権」が理解されている

「個人の尊厳」（憲法24条）に基づく「個人の尊重」（憲法13条）

= 人権の根拠

← 個人主義

★ 個人の人権が保障されるために国家が存在する  
→ 権力分立

# 憲法と一緒に考える

## 憲法付属法

：国会法、**公職選挙法**、内閣法、  
国家行政組織法、国家公務員法、  
地方自治法、国民投票法など

← 憲法と同時並行で制定作業された

# 政治改革四法（1994年）

小選挙区比例代表並立制・政党交付金の導入

：公職選挙法の一部を改正する法律、衆議院議員選挙区画定審議会設置法、政治資金規正法の一部を改正する法律、政党助成法

⇒ 選挙の形を法律が変える      ⇐ 規律のありかた

## ポイント

→ 憲法改正でなくとも「国のかたち」は変わる

← 安全保障は一つの典型例

: 改正なく、日米安保、自衛隊

日米安保については「ガイドライン」

← そういうことが理論的に可能なのか？

どこまで可能なのか？

### 3 安全保障政策の「大転換」

- ・ 2022年12月16日

安保関連 3 文書を閣議決定で改定

- ・ 大軍拡 → 「5年間で43兆円の防衛費増額」  
「防衛財源確保法」 「防衛産業支援法」

← 自民党裏金問題 / 能登半島大地震  
5年間約 6 億7600万 ~ 2.6兆円 (内閣府)

- ・ 戦略の執行段階へ → 「わが街」レベルへ

## 安保3文書

- **国家安全保障戦略**（国家安保戦略）  
3文書のうち最上位。外交・防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針。  
← 「国防の基本方針」1957年（岸）、国家安保戦略（2013年）
- **国家防衛戦略**（「防衛計画の大綱」（防衛大綱））  
1976年（三木）～  
国家安保戦略を踏まえて、防衛力の在り方や保持すべき防衛力の水準を規定。
- **防衛力整備計画**（「中期防衛力整備計画」（中期防））  
1985年（中曽根）～  
防衛大綱が定める防衛力の目標水準の達成のために、今後5年間の防衛経費の総額や主要装備の整備数量を示すもの。

← 同時改定ははじめて

「今回の決断は、日本の安全保障政策の大転換ですが、憲法、国際法の範囲内で行うものであり、非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての我が国としての歩みを、いささかも変えるものではないということ

を改めて明確に申し上げたいと思います。」（施政方針演説、2023年1月23日）

← この間の憲法論からの切り離し

- ・ 2013年 内閣法制局長官人事、  
特定秘密保護法、NSC法
- ・ 2014年 集団的自衛権行使容の認閣議決定
- ・ 2015年 安保法制
- 2022年 安保3文書閣議決定

「ひとまとまり」：2022年で最終段階

← 総合的な戦略指針であること

\* もはや安保政策論が憲法論とならない

← 政府の憲法解釈論は妥当性を確保しない

問題点 → 内閣の総合的判断に「おまかせ」

国会・裁判所・地方自治における  
抑制均衡が不十分

← 法制上の理由

# 正式な改憲論議とは別に 事実の積み上げが進んでいる

- 米軍との一体化、米豪印軍との協力体制
- 米豪軍武器等防護
- 防衛費増大

→ 憲法改正が本格化しなくとも、  
国のありようは着実にさらに変化する

← 正式の憲法改正と並ぶ問題として  
語るべき内容が含まれている

- ・ 国民主権のもと、国民が参加する初めての憲法改正が、これまでの改正よりも不真面目に行われてよいのだろうか？
- ・ 過去、真面目に憲法が語られてきたことを想起する必要がある

## 4 平和主義を貫くために

改めて、武力行使原則違法化の意味や  
「力の統制」の知恵を再考すること

主権（＝統治権） ← 国際法による制約  
主権をコントロールする知恵 =  
← 近代憲法による制約  
・ ・ ・ **ちからの統制**

- ・ 権力を分割する
- ・ 弱い側に権利を保障する

→ 国際的にも、国内的にも

- ・ 冷笑的になることに何のメリットもない

→ 私たちの平和への感度と見識が問われる